

[令和7年12月22日 第16回定例会資料]
議案第52号

1 議案名

徳島県教育委員会の採用に係る技能労務職員の昇給期間の特例に関する規則を廃止する規則について

2 提案理由

当該規則は適用対象の消滅等に伴い実効性を喪失していると判断されるため、廃止する必要がある。

教 職 員 課

徳島県教育委員会の採用に係る技能労務職員の昇給期間の特例に関する
規則の廃止について

教職員課

1 規則の内容

当該規則は、技能労務職員の給与に関する規則の適用を受ける職員（昭和51年4月1日以降新たに給料表の適用を受けることとなるものを除く。）について、昇給の期間に関し特例を定めるものである。

2 廃止の理由

当該規則は適用対象の消滅等に伴い実効性を喪失していると判断されるため、廃止する必要がある。

3 施行期日等

公布の日から施行

条例等立案表

題名

徳島県教育委員会の採用に係る技能労務職員の昇給期間の特例に関する規則を廃止する規則

課(室)名
教職員課担当者名
高橋道和電話番号
三一二六

提案(制定)理由

当該規則は適用対象の消滅等に伴い実効性を喪失していると判断されるため、廃止する必要がある。

あらまし

一 徳島県教育委員会の採用に係る技能労務職員の昇給期間の特例に関する規則を廃止することとした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

法令審査会	要・否	関係法規 技能労務職員の昇給期間の特例に関する規則(昭和五十年徳島県規則第八十八号)	予算上の措置	
パブリックコメント	実施・省略・ 対象外			

徳島県教育委員会規則第十五号

徳島県教育委員会の採用に係る技能労務職員の昇給期間の特例に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

令和七年十二月二十五日

徳島県教育委員会教育長 中川斎史

徳島県教育委員会の採用に係る技能労務職員の昇給期間の特例に関する規則を廃止する規則

徳島県教育委員会の採用に係る技能労務職員の昇給期間の特例に関する規則（昭和五十一年徳島県教育委員会規則第十四号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○徳島県教育委員会の採用に係る技能労務職員の昇給期間の特例に関する規則

昭和五十年十二月二十三日

徳島県教育委員会規則第十四号

[徳島県教育委員会の採用に係る単純な労務に雇用される職員の昇給期間の特例に関する規則]を次のように定める。

徳島県教育委員会の採用に係る技能労務職員の昇給期間の特例に関する規則

(平一六教委規則二・改称)

徳島県教育委員会の採用に係る技能労務職員の昇給期間の特例に関しては、技能労務職員の昇給期間の特例に関する規則(昭和五十年徳島県規則第八十八号)の例による。

附 則

この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則(平成一六年教委規則第二号)

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。